

表1 <風しんワクチン等任意予防接種費用助成について>

対象者	①妊娠を希望する女性のうち風しん抗体価の低い者 ②妊娠している女性の配偶者（内縁も含む） ③妊娠している女性の同居者 ④妊娠を希望する女性（風しん抗体価の低い者に限る。） の同居者であって風しん抗体価の低い者
接種方法	1. 智頭町保健センター福祉課で助成の申請をする 持ち物：印鑑と以下のもの ①の人は抗体価の低いことを証明できるもの ②、③の人は妊婦の配偶者及び同居者であることが証明できる母子健康手帳 ④の人は抗体価の低いことが証明できるもの、同居している妊娠を希望する女性が抗体価の低いことを証明できるもの 2. 医療機関に予約する 3. 接種日に医療機関へ接種券、接種済証、予診票を持参する

風しん等任意予防接種の対象者が拡大になりました

本町では、妊婦さんや生まれてくる赤ちゃんを風しんから守るため、「風しんワクチン等任意予防接種費用助成事業」を行っています。平成31年2月1日より、助成対象者が拡大となりました。

接種の際は事前に福祉課で手続きが必要です。助成の対象者や手続きの方法は、左記の表1の通りです。
また、申請の手続きの前に対象者であることを確認するため、事前に風しん抗体価検査が必要な場合があります。風しん抗体価検査については

表2 <鳥取県風しん抗体価検査について>

対象者	①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の配偶者、同居者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶、同居者 ④昭和62年10月1日以前に生まれた者であって、当該年度の3月31日の年齢が60歳未満の男性
問合せ先	鳥取市保健所 健康支援課 電話番号：0857-22-5691 FAX：0857-22-5669

「鳥取県風しん抗体価検査事業」により無料で受けられる場合があります。詳しくは、左記の表2です。



お子さんは対象の定期予防接種を受けられましたか？

本町では、定期予防接種を無料で行っています。該当となるお子さんには接種券を配布しています。接種の際は、事前に医療機関へ予約し、接種券、予診票、母子手帳を持って接種しましょう。

なお、各予防接種を無料で接種できる期間は決まっています。期間内に接種できるように、接種券、お知らせ文書等で接種スケジュールを確認してください。

※日本脳炎は、平成19年4月1日以前生まれで1期及び2期の接種が完了していない人は、20歳になるまでは無料で接種できます。また、本年度は2期の接種券を平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれのお子さんへ個別通知で案内しています。まだ受けていない人は接種をしましょう。